

◎義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

○義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案(抄)

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)</p> <p>第一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>第十五条第三号中「障害のある児童又は生徒に対する特別の指導が行われていることその他」を削り、同条第六号中「(昭和二十四年法律第一号)」を削る。</p> <p>〔略〕</p>	<p>(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)</p> <p>第一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>第十五条第三号中「障害のある児童又は生徒に対する特別の指導が行われていることその他」を削り、<u>同条第五号中「前期課程」の下に「において当該学校を含む二以上の学校に係る事務を共同処理する共同学校事務室(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第四十七条の五第一項に規定する共同学校事務室をいう。)</u>が当該学校に置かれていることその他これらの学校」を加え、<u>同条第六号中「(昭和二十四年法律第一号)」</u>を削る。</p> <p>〔略〕</p>

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第四条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

〔削る〕

第四条第五項中「第四十七条の五第二項」を「第四十七条の五第二項第二号及び第五項」に改める。

〔略〕

〔削る〕

〔削る〕

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第四条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

〔第三〕

目次中「第三節 学校運営協議会(第四十七条の五)」を

〔第四〕

節 共同学校事務室(第四十七条の五)

に改める。

節 学校運営協議会(第四十七条の六)」

第四条第五項中「第四十七条の五第二項」を「第四十七条の六第二項第二号及び第五項」に改める。

〔略〕

第四章第三節中第四十七条の五を第四十七条の六とする。

第四章中第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 共同学校事務室

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する二以上の学校に係る事務(学校教育法第三十七条第十四項(同法第二十八条、第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)の規定により事務職員がつかさどる事務その他の事務であつて共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令で定めるものに限る。)を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれか一の学校に、共同学校

事務室を置くことができる。

2| 共同学校事務室に、室長及び所要の職員を置く。

3| 室長は、共同学校事務室の室務をつかさどる。

4| 共同学校事務室の室長及び職員は、第一項の規定による指定を受けた学校であつて、当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校の事務職員をもつて充てる。ただし、当該事務職員をもつて室長に充てること困難であるときその他特別の事情があるときは、当該事務職員以外の者をもつて室長に充てることできる。

5| 前三項に定めるもののほか、共同学校事務室の室長及び職員に關し必要な事項は、政令で定める。

#### 附則

(学校運営協議会の在り方の検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第四条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七條の五の規定の施行の状況、学校教育を取り巻く状況の変化等を勘案し、学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

(学校運営協議会の在り方の検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第四条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七條の六の規定の施行の状況、学校教育を取り巻く状況の変化等を勘案し、学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第七条 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）の項中「除く」の下に「。以下この項において同じ」を加える。

第七条 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）の項中「第四十七条の五第一項」を「第四十七条の六第一項」に改め、「除く」の下に「。以下この項において同じ」を加える。